

# 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更手続案内

宅地建物取引士資格登録者は、登録事項（**氏名、住所、本籍又は従事先**）に変更が生じた場合は、登録している都道府県へ遅滞なく変更登録申請をしなければなりません。

（宅地建物取引業法第20条）

## <※注意事項>

業者等が専任の宅地建物取引士の就退任に関する変更届（同法第9条）を行う場合は、**宅地建物取引業者として**、免許を受けた大臣又は知事に届け出るものであり、その届出により、宅地建物取引士資格登録簿の内容が自動的に変更になることはありませんので手続きの漏れのないよう、ご注意ください。

- ・変更申請内容の反映には2週間程度かかります。
- ・変更登録の手続き完了後、変更登録完了通知書（ハガキ）をお送りします。

## 1 申請先

- ・下記の3か所のいずれかに申請してください。

\*ただし、氏名については、（公社）茨城県宅地建物取引業協会本部又は（公社）全日本不動産協会茨城県本部の2か所のみで受付しております。

### ◇ [（公社）茨城県宅地建物取引業協会](#) 本部

〒310-0066 茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館

TEL 029-225-5300

受付時間 月曜日～金曜日（ただし、年末年始、お盆期間及び祝日を除く）  
午前9時00分～午後5時15分

### ◇ [（公社）全日本不動産協会茨城県本部](#)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25

茨城県開発公社ビル4階

TEL 029-244-2417

受付時間 月曜日～金曜日（ただし、年末年始、お盆期間及び祝日を除く）  
午前9時30分～午後5時

### ◇ 茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-4722

受付時間 月曜日～金曜日（ただし、12月29日～1月3日及び祝日を除く）  
午前9時～午前11時30分  
午後1時～午後4時30分

## 2 申請方法

- ・申請者本人による「**直接持参**」若しくは「**郵送**」で提出してください。

・代理人による申請の場合：本人からの委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）が必要です。

### 3 提出書類

- ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）
- ・変更内容に応じた必要な書類等（別表参照）
- ・代理人の申請の場合は，上記2申請方法に記載した書類

#### \*控えが必要な方

申請書の写し（副本）を提出してください。郵送の場合は，切手を貼付けした返信用封筒を同封してください。

<別表>

変更内容		必要な書類等	備考	申請先
氏名	宅地建物取引士証の交付を受けている方	宅地建物取引士証の書換えが必要となります。詳しくは <a href="#">こちらの案内</a> をお読みください。		宅建協会本部 又は 全日協会茨城県本部
	受けていない方	戸籍抄本	発行日から3か月以内	宅建協会本部 又は 全日協会茨城県本部 又は建築指導課
住所	宅地建物取引士証の交付を受けている方	宅地建物取引士証の書換えが必要となります。詳しくは <a href="#">こちらの案内</a> をお読みください。		宅建協会本部 又は 全日協会茨城県本部 又は 建築指導課
	受けていない方	住民票抄本 (住所表示変更日から3ヶ月以内は住所表示変更証明書でも可)	発行日から3か月以内	
本籍		戸籍抄本	発行日から3か月以内	宅建協会本部 又は 全日協会茨城県本部 又は建築指導課
従事先 (宅建業者)	入社 (出向, 合併)	入社(出向, 合併)先の業者が発行した従業者証明書(宅建業法第48条)の写し		宅建協会本部 又は 全日協会茨城県本部 又は 建築指導課
	退社	添付書類不要	退社日は業者との認識に齟齬がないようにしてください。	
	廃業 商号変更 免許換え	添付書類不要	業者からの届出で宅建士の登録事項が自動的に変更になることはありません。	